



# 信用保証業務の電子化にかかる 「信用保証協会電子受付システム」の 開発について

全国信用保証協会連合会  
電子化業務推進室 課長補佐 片山 淳未

## 1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の発生は、経済への甚大な影響を与えるとともに、私たちの生活も一変させた。非接触型決済やWeb会議を始め、コロナ禍を期に拡大した電子化の手法は私たちの日常に溶け込んでおり、国や自治体においても、手続きの電子化、DX化の流れは加速し、業務効率化等の観点からもデジタル化や押印を不要とする動きが進められた。

信用保証協会においては、これまでは紙媒体による郵送や対面での手渡し等が基本となっている金融機関からの保証申込について、より迅速な融資実行が行われるよう対応の見直しが課題となっていた。

そこで、全国信用保証協会連合会（以下、「連合会」という。）が信用保証協会を代表した窓口となり、全国51の信用保証協会共同のシステムとして「信用保証協会電子受付システム（以下、「電子受付システム」という。）」を開発し、令和4年4月18日から、WEB連携による運用を経て、令和4年8月29日から、HULFT連携により一部金融機関と一部信用保証協会の間で本格的に利用が開始された。

非常に多くの方々のご協力を得て開発の完了に至ったものであるが、本稿では、信用保証業務の電子化に向けた連合会の取り組みを中心に紹介する。

## 2. 信用保証業務の電子化の検討

連合会は、かねてより、業務の効率化・利便性向上の観点から電子化に向けた検討を行っており、その試行的な取り組みとして、平成30年3月に信用保証依頼書及び信用保証委託申込書の作成を行うための「保証申込関係書式電子入力支援ツール（CD-ROM版）」を作成し、金融機関向けに配布を行った。翌年度となる平成30年度において、信用保証業務の電子化の推進に向けて取り組むとともに利用者の利便性向上に向けた検討を行うことを事業計画に掲げ、電子化の対象業務の範囲や具体化に向けた指針を取り纏めた。

令和元年度の中小企業政策審議会金融ワーキンググループにおいては、保証申込業務の電子化の将来図を示し、一部の協会で既に実施している信用保証書の電子化について、令和2年度から希望金融機関との間で開始する旨説明を行った。また連合会は、保証申込手続きの電子化については将来的な業務の電子化を見据えた検討が必要であるとの認識のもと、信用保証委託申込書や添付書類の取り扱い（電子化）について、金融機関との意見交換だけでなく、民間企業が提供するサービス、データの授受手法など、必要となる情報の収集や信用保証業務の電子化での採用の可否等について検討してきた。

このように、連合会において将来の信用保証業務の電子化の推進について検討を進めてきたものの、金融機関との意見交換では費用対効果

が漠然としている等の意見が多く、検討には時間を伴う印象であったが、新型コロナウイルス感染症の発生により、状況が一変することとなった。

### (1) コロナ禍に伴う保証申込の爆発的増加と電子化の機運の高まり

令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者等」という。）への資金繰り支援として、「セーフティネット保証（4号、5号）」「危機関連保証」の発動や保証料負担が実質ゼロである「新型コロナウイルス感染症対応資金」が創設等され、保証申込は爆発的に増加した。信用保証協会においては短期間に保証申込が殺到し、令和2年度の保証承諾は前年の約4倍の実績となった。

今後、同様の事態が起こる場合等を想定し、紙での申し込みが基本とされている保証申込手続きについて、利用者の利便性向上や中小企業者等への融資実行までのリードタイムを短縮するためにも、融資までの対面機会の削減、事務手続きの効率化などが喫緊の課題となり、電子化による手続きの見直しが加速度的に進むこととなった。

### (2) システム開発に向けた取り組み

連合会は、信用保証協会のデジタル化や押印レスへの要請が高まっていることを踏まえ、令和2年度、信用保証業務の電子化に向けた取り組みのみならず保証申込手続きの見直しも進めた。なお、保証申込手続きの見直しについては、「電子化・効率化による迅速な手続きの実現」を最終目標としつつ、電子化への対応には相応の時間を要することから、信用保証業務の電子化に先行して取り組むこととした。

#### ①保証申込手続きの見直し

今後の信用保証業務の電子化をふまえ、業務の効率化や利用者の利便性向上も図るため、各信用保証協会の協力のもと、以下のとおり保証申込手続きの見直しを実施することとなった。

令和3年4月～

- ①信用保証委託申込書及び信用保証依頼書の押印廃止
- ②個人情報の取扱いに関する同意書にかかる包括同意

令和3年7月～

- ③信用保証委託契約書の徴求時期の見直し

※なお、コロナ対策としての国からの要請も踏まえ、準備が整った場合においては、①の押印廃止について予定を前倒し、令和3年2月からの対応も可能とした。

#### ②システム面の検討

システム面の検討にあたっては、金融機関と信用保証協会間の手続きを電子化することを前提とした。また、金融機関から信用保証協会へ保証申込データの送信を行うだけでなく、信用保証協会の基幹システムとの連携や、信用保証協会から金融機関への不足書類の案内等を可能とすることで、金融機関と信用保証協会双方にとっての業務の効率化を実現することを目指し、「プラットフォーム」を構築することを基本方針として具体的開発を進めることとした。また、金融機関によって業務のあり方や電子化への取組状況、システム環境等が異なることから、金融機関からのデータの授受については、API連携、HULFT連携、WEB連携の3つの連携方式を備えることとし、金融機関の利用状況に合わせて選択できるようにすることとした。

## 3. システム開発について

### (1) システム開発に向けた検討体制について

連合会は、電子受付システムの検討・開発に向け、次の体制のもと取り組んだ。

#### ①問題別研究会の設置

システムの検討の議論が本格化することを踏まえ、委員協会として東京信用保証協会、大阪

信用保証協会、愛媛県信用保証協会、オブザーバーとして共同システム会社である保証協会システムセンター株式会社、保証協会コンピュータサービス株式会社の役職員に参画いただき、令和2年10月に「信用保証業務の電子化に関する問題別研究会」を設置した。

②保証業務電子化開発プロジェクトチームの発足  
連合会は日々のシステム開発業務に専従するため、問題別研究会の委員協会からシステム開発に知見を有する職員の参画を得て、令和3年4月に「保証業務電子化開発プロジェクトチーム（以下、「開発PT」という。）」を設置した。

### ③開発ベンダーの選定

システム開発は、株式会社日立製作所及びブレジットエンジン株式会社の共同提案を採用したことからマルチベンダとなった。両社及び開発PTの協力体制のもと、週次の定例ミーティング等を実施し、適宜問題別研究会も同席のうえでベンダーからの進捗報告を受ける等情報の共有を図りながら、検討・開発を進めた。

### ④パイロット金融機関との連携

システム構築の検討にあたっては、利用者である金融機関との協議、連携が必要不可欠であることから、金融機関団体の協力を得て、パイロット役の11の金融機関を選定して、適宜説明会や意見交換を行う等し、開発を進めた。

## (2) 開発スケジュールについて

令和2年度に基礎的な検討を終え、令和3年4月から、本格的に電子受付システムの開発を開始した。なお、開発にあたっては、すべての連携方式の開発が完了してから本番稼働に移行するのではなく、API連携・WEB連携・HULFT連携の連携方式ごとに段階的に開発することにより、スピード感をもって利用開始を目指すこととした。(図表1)

### ① API連携及び信用保証協会基幹システムへのデータ連携

API連携について、令和3年度中の試行運用開始を目指し開発を進めてきた。基幹業務との連携を図る金融機関側の検討・開発が大がかりとなる等、想定より金融機関側の準備に時間を要することから、金融機関との連携テスト・利用開始には至らなかった。しかし、開発に協力いただいた東京信用保証協会と大阪信用保証協会の協力による業務テストは完了しており、金融機関の準備が整い次第利用が可能な状態となっている。

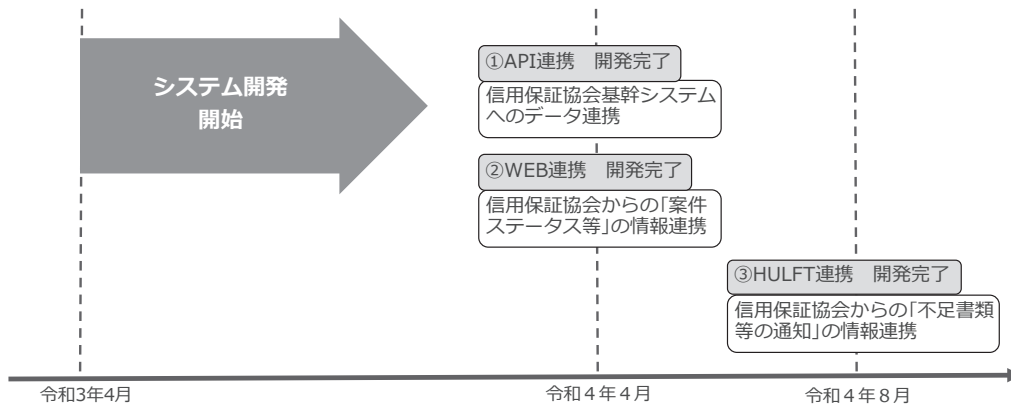
### ② WEB連携及び信用保証協会からの「案件ステータス等」の情報連携

WEB連携については、令和4年3月中までの開発完了を目指し、開発に取り組んだ。パイロット金融機関である朝日信用金庫と東京信用保証協会の間では、WEB連携による令和3年度中の連携テスト実施と本番環境での利用開始について、協議がまとまった。WEB連携の稼働へ向け東京信用保証協会と大阪信用保証協会の協力を得て、当初の予定より充実した業務テストを行い、令和4年4月18日からHULFT連携の開発が完了するまでの期間において、朝日信用金庫から東京信用保証協会へWEB連携を利用して保証申込が行われた。これにより、電子受付システムが稼働し、信用保証協会基幹システムへのデータ連携、信用保証協会からの情報連携による案件ステータス等の金融機関への提供が電子的に始まった。

### ③ HULFT連携及び信用保証協会からの「不足書類等の通知」の情報連携

HULFT連携について、当初のスケジュールどおり開発を進め、金融機関との連携テストを実施のうえ、令和4年8月29日に、3つのパイロット金融機関と3つの信用保証協会（朝日信用金庫と東京信用保証協会・大阪シティ信用金庫と大阪信用保証協会・株式会社愛媛銀行と愛媛県信用保証協会）の間で、本番稼働を開始することとなった。

【図表1：開発スケジュールについて】



## 4. 電子受付システムについて

### (1) システムの概要

#### 【電子受付システム】

「電子受付システム」とは、パブリッククラウド上の「共通プラットフォーム」を介し、金融機関・信用保証協会間で各種データを授受することで、信用保証にかかる手続きを電子化するシステムである。全国51の信用保証協会共同のシステムであり、保証申込手続きを対象としている。(図表2)

金融機関から電子受付システムへの接続は、通信の暗号化や認証等の各種セキュリティ対策を講じたうえで、インターネット回線を使用する。

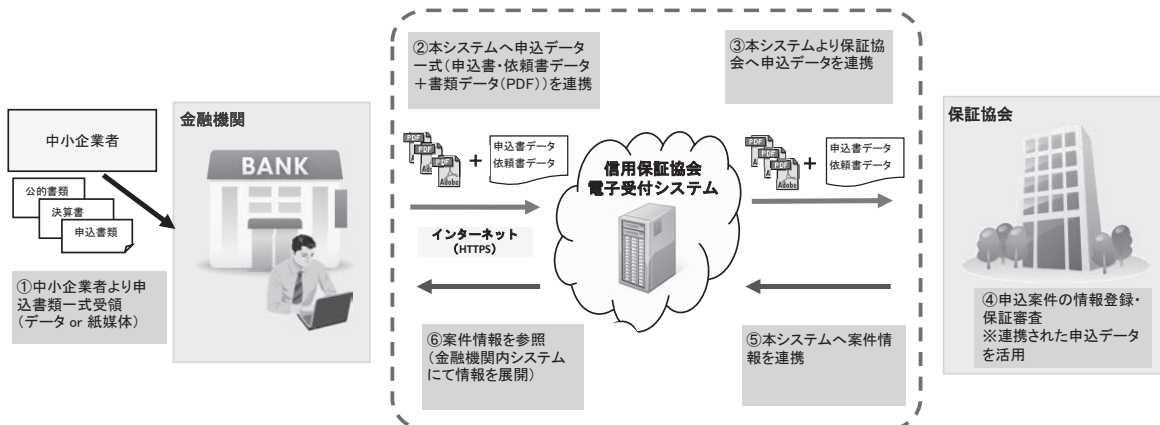
また、利用にあたっては、API連携、HULFT連携、WEB連携の3つの連携方式から1つを選択し、いずれの方式を選択しても、1つのIDと認証情報で約定を締結している全国の信用保証協会との保証申込等データの授受が可能となる。

#### 【API連携】

- 保証申込データを受信するためのAPIを金融機関側が呼び出すことで申込データの連携が可能となり、また、案件情報を受信するためのAPIを金融機関側が呼び出すことで案件情報の参照が可能。
- API連携では、アプリケーション間のデータの通信方法に関する規格に沿ってアプリケーション開発を行うため、金融機関側のシステ

【図表2：電子受付システム】

#### 【信用保証協会電子受付システム 導入後のイメージ】



電子受付システムの導入により点線内の手続きが電子化される。



ム構成や事務運用等に合わせて自由にシステム設計が可能。

**【HULFT 連携】**

- ・ HULFT (※) 連携では、本システムと金融機関システム間を HULFT Web Connect で接続することで、保証申込データを連携する。
- ・ HULFT をすでに利用している金融機関においては、既存の HULFT を利用することも可能な場合があり、技術面・コスト面において利用しやすさがある。

※ HULFT とは、ファイル転送ソフトで、単純なファイルの伝送だけでなく、ファイルの圧縮・展開、暗号化、データの破損・欠落の検知、操作履歴の保存など多彩な機能を備えている。「HULFT」は、株式会社セゾン情報システムズが提供している。

**【WEB 連携】**

- ・ WEB 連携は、Web 画面から入力フォームに申込データを入力し、書類アップロードを行うことで、本システムに対して、保証申込データを連携する。
- ・ WEB 連携は、Web 画面の入力フォーム等を利用するため、原則として、本システム接続のための金融機関側でのシステム開発はほぼ発生しない。

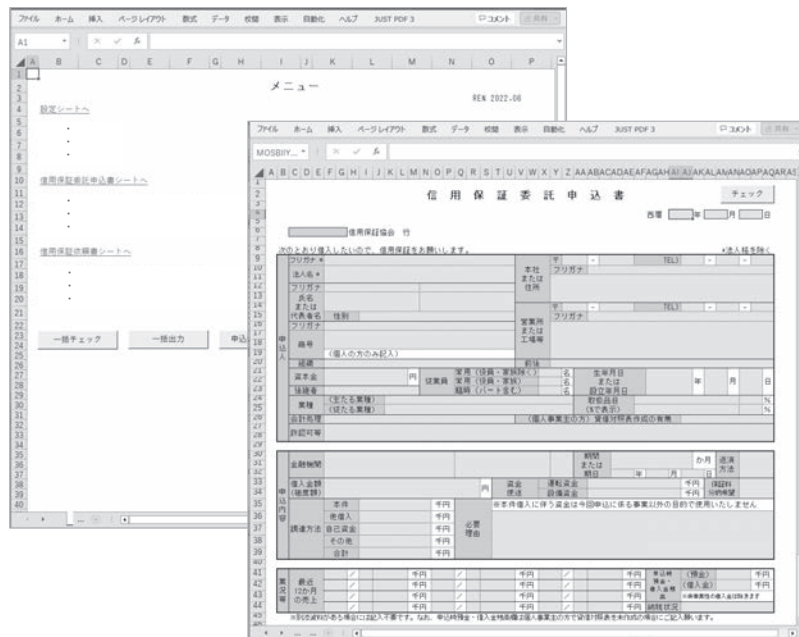
令和 4 年 2 月時点では、信用保証委託申込書、信用保証依頼書の記載内容をデータ化したもの (CSV または JSON 及び PDF ファイル) と決算書等の添付書類の PDF ファイルを金融機関から受信し、信用保証協会に転送する機能を有しており、金融機関から不備書類の追送や申込書等の訂正 (差し替え) を行うことも可能である。また、信用保証協会から保証申込の案件情報 (案件ステータス、信用保証協会の審査担当者、不足書類等) を連携する機能も備えている。

**(2) 保証申込関係書式電子入力支援ツール (Excel\_VBA 版)**

連合会は、平成 30 年 3 月から、信用保証委託申込書及び信用保証依頼書 (以下、「申込書等」という。) の作成を行うための保証申込関係書式電子入力支援ツール (CD-ROM 版) を提供してきた。

電子受付システムの HULFT 連携では、申込書等の CSV データの送付を必要としていることから、当該部分にかかる金融機関側の開発負担の軽減につながるよう、新たに保証申込関係書式電子入力支援ツール (Excel\_VBA 版) の開発を行った。本ツールは、**図表 3** のとおり Excel 上で申込書等を作成できるツールであ

**【図表 3：保証申込関係書式電子入力支援ツール(Excel\_VBA版)】**



り、電子受付システムの HULFT 連携において送付するために必要となる申込書等の CSV データを作成する機能を備えていることに加え、電子受付システムと同程度の入力内容をチェックする機能や、金融機関が保有する情報を申込書等の作成において連携できるよう CSV データを取り込む機能等、電子受付システムを利用している金融機関からの要望も踏まえた機能を有している。

## 5. 電子受付システムの運用開始

### (1) 電子受付システムの運用・保守にかかる体制

#### ①電子化業務推進室の創設

電子受付システムの運用開始を見据え、その導入や普及促進のために、室長1名、室員4名の体制で連合会に「電子化業務推進室」を創設し、令和4年4月以降、利用開始までのフローや各種書式や規程等について、開発 PT と連携して検討・作成するなど、その利用開始に向けて準備を進めてきた。

#### ②協議委員会及び専門部会の設置

電子受付システムについて、その運用や将来のシステム計画・組織・運営方法の在り方を調査・研究または審議するため、信用保証協会の役職員の参画を得て、「信用保証協会電子受付システムに関する協議委員会」、「信用保証協会電子受付システムに関する専門部会」を設置した。

#### ③保証協会システムセンターとの連携

電子受付システムの保守・運用については、信用保証協会の業務に深い知見があり、電子受付システムの検討・開発にも協力いただいた共同システム会社である保証協会システムセン

ター株式会社に全協会から委託している。

### (2) 運用開始を迎えて

電子受付システムは、令和4年4月18日からの WEB 連携での運用を経て、令和4年8月29日の HULFT 連携の本番稼働以降、順調に稼働しており、令和4年12月末時点において HULFT 連携での申し込みは1,700件を超えている。

また、令和4年11月以降、電子受付システムの利用を希望する金融機関の募集を開始しており、令和5年度以降の利用開始に向け、協議、調整を順次進めている。

なお、現時点においては利用されていない API 連携についても、既に複数の金融機関から、利用の意向が示されている。目下、具体的な検討やテスト実施に向けたスケジュール調整を行うなど、令和5年度中の利用開始が見込まれているところである。

## 6. おわりに

連合会は、電子受付システムについて、安定的稼働を維持していくことはもとより、多くの金融機関にご利用いただき、金融機関と信用保証協会の双方にとっての業務効率化につなげることで、中小企業者等への迅速な資金提供を実現するためにも、信用保証協会を支援、その利用の推進、拡大に努めていく所存である。

電子受付システムの検討・開発にあたっては、開発ベンダー、金融機関、関係団体、信用保証協会等、皆さまのご理解とご協力を得て利用開始を迎えることができた。ご尽力いただいたすべての方々に心から感謝申し上げ、本稿の結びとしたい。